

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県立大学条例施行規則等の一部を改正する規則(一一・市町村合併支援室)	1
秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則(一三・長寿社会課)	1
母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則(一四・子育て支援課)	1
水道法施行細則の一部を改正する規則(一五・生活衛生課)	2
秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則(一六・生活衛生課)	3

規 則

秋田県立大学条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

秋田県立大学条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県立大学条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県立大学条例施行規則(平成十一年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第二条の二の表中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

(秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則の一部改正)

第二条 秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域

を定める規則(平成十四年秋田県規則第十号)の一部を次のように改正する。

「天王町」を「潟上市」に改める。

(秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部改正)

第三条 秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号を次のように改める。

三 潟上市長

(秋田県内水面漁業調整規則の一部改正)

第四条 秋田県内水面漁業調整規則(昭和四十年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十条の表中「由利郡矢島町」を「由利本荘市」に、「矢島町と由利町の境界」を「由利本荘市矢島町川辺字小坂戸下四百四十二番地先」に、「大曲市」を「大仙市」に改める。

第三十一条の表中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に、「北秋田郡森吉町米内沢字根小屋頭首工」を「北秋田市米内沢頭首工」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則

秋田県南部老人福祉総合エリア規則(昭和六十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「四二、五八〇円」を「四二、四九〇円」に、「五〇、四七〇円」を「五〇、三七〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア規則別表の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県規則第十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則(平成十年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則

「秋田県母子家庭及び寡婦家庭住宅整備基金条例」を「秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十条第一項中「水道事業者または」を「水道事業者又は」に、「または法」を「(法)」に、「の規定において」を「において」に、「法第十九条第一項の」を「場合を含む。()の」に、「水道技術管理者」を「水道技術管理者」に、「、または」を「、又は当該水道技術管理者を」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改め、「前項の」を削る。

第十一条中「または専用水道設置者は、」を「又は専用水道設置者は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度において」に、「または法」を「(法)」に、「の規定において」を「において」に、「法第二十条第一項の」を「場合を含む。()の」に、「水質検査を実施したときは、実施した日から十日以内に」を「実施した水質検査について」に改める。

第十二条を削る。

第十二条の二中「前三条」を「前一条」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び

健康診断」を削り、「または」を「又は」に、「法第十九条第一項」を「第十条中「法第十九条第一項」に、「法第二十条第一項」及び「法第二十一条第一項」を「前条中、法第二十条第一項」に改め、「第二十四条の三第六項」の下に「の規定により適用される法第二十条第一項」を加え、同条を第十二条とする。

第十三条中「施設された」を「布設された」に改め、「、その給水を受ける者の増加により、」を削る。

第十八条の表第十三号中「様式第十号の二」を「様式第十一号」に改め、同表中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同表第二十一号中「第十二条の二」を「第十二条」に、「様式第十八号の二」を「様式第十九号」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十二号中「第十二条の二」を「第十二条」に、「様式第十九号」を「様式第二十号」に改め、同号を同表第十九号とし、同表中第二十三号を削り、第二十四号を第二十号とし、第二十五号から第三十三号までを四号ずつ繰り上げる。

様式第十一号を削り、様式第十号の二を様式第十一号とする。

様式第十二号及び様式第十三号を次のように改める。

様式第二十号及び様式第二十一号 削除

様式第二十号を削る。

様式第十九号中「大崎郡」を「 井川町において、大崎郡」に、「(町)置(郡)大崎郡」を「(町)置(郡)」に、「置(郡)の二」を「置(郡)」に改め、同様式を様式第二十号とする。

様式第十八号の二中「置(郡)の二」を「置(郡)」に改め、同様式を様式第十九号とする。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の水道法施行細則第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する水質検査に係る届出について適用し、同日前に実施した水質検査に係る届出については、なお従前の例による。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部改正)

3 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第六号(一)及び(二)を削り、同号(三)中「第十二条の二」を「第十二条」に改め、同号(三)を同号(一)とし、同号(四)中「第十二条の二」を「第十二条」に改め、同

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄